

Start mile



鳥取市での新しいライフステージを
迎える若者夫婦や子育て世帯の
I J Uターンを応援します★



鳥取市ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金

【補助対象要件】 ※予算額に達し次第終了となります。

鳥取県外から鳥取市に新たに転入した世帯であって、次の各号を全て満たしている方となります。

- ① 申請日の前2か月以内に世帯2人以上で鳥取市に住民登録をした世帯であること。
- ② 鳥取市への転入日において、世帯員のいずれか(子を除く)が満39歳以下であること。
- ③ 世帯員のうち、鳥取市に居住したことがある方がいる場合、当該者が県外に転出後、1年以上経過していること。
- ④ 転勤、研修等の一時的な転入でなく、鳥取市に継続して3年以上定住する意思があること。
- ⑤ 申請時において、次の3つのいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 結婚をして10年以内であること

(イ) 世帯内に妊娠中の者がいること

(ウ) 世帯内に高校入学前の子がいること

【補助金の額】

対象要件⑤の(ア)から(ウ)のうち

(ア)のみを満たす世帯 **5万円**

(イ)または(ウ)を満たす世帯 **10万円**

詳しくはQRコードでアクセス

補助金を受けるには、定住促進・Uターン相談支援窓口への「相談登録」等が必要です。補助金の詳細は右の専用QRコードからも確認できます。(鳥取市公式ウェブサイト内専用ページにリンク)



お問い合わせ

鳥取市定住促進・Uターン
相談支援窓口

(鳥取市役所市民生活部地域振興課内)

☎ 0120-567-464

✉ chiikishinko@city.tottori.lg.jp

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地